令和８年度山陽小野田市障害福祉計画検討委員会（第１回）

と　き　令和８年１０月１４日（水）１４時～
ところ　高千帆地域交流センター分館　２階会議室

会　議　次　第

１　辞令交付

２　山陽小野田市福祉部長あいさつ

３　委員・事務局紹介

４　会長・副会長の選任
　・会長・副会長あいさつ

５　議事
（1）障害福祉計画等策定のためのアンケート結果について
（2）第５次山陽小野田市障害者計画について
（3）第８期山陽小野田市障害福祉計画・第４期山陽小野田市障害児福祉計画の策定について

〇配付資料
【資料１】　山陽小野田市障害福祉計画検討委員会委員名簿
【資料２】　障害福祉サービスに関するニーズ調査の集計結果（強度行動障害を有する障がい者（児））
【資料３】　第５次山陽小野田市障害者計画について（抜粋）
【資料４】　第８期山陽小野田市障害福祉計画・第４期山陽小野田市障害児福祉計画（案）
【資料５】　関係法令等

資料１

山陽小野田市障害福祉計画検討委員会委員名簿

任期：令和８年１０月１日～令和１０年９月３０日

	所属機関・団体名	委員氏名
1	山陽小野田精神保健家族会	池　田　はるみ
2	山陽小野田市社会福祉協議会	江　中　幸　夫
3	障害者就業・生活支援センター	木　村　彰　孝
4	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会	教　仙　知　里
5	小野田ボランティア連絡協議会	清　水　登貴子
6	一般公募	正　司　一　文
7	山陽小野田市社会福祉事業団	徳　永　祥　三
8	学識経験者	中　島　嘉　哉
9	山陽小野田医師会	長　澤　仁　明
10	相談支援事業所のぞみ	南　部　勝　希
11	山陽小野田市教育委員会	能　野　奈　々
12	宇部公共職業安定所	野　村　　優
13	山陽ボランティア連絡協議会	伯　野　　寛
14	山陽小野田市障害者協議会	溝　口　雅　公
15	山陽小野田市民生児童委員協議会	安　田　克　己
16	一般公募	山　岡　好　弘
17	山陽小野田こども発達支援センターとことこ	吉　水　多加志

（50音順、敬称略）

資料２

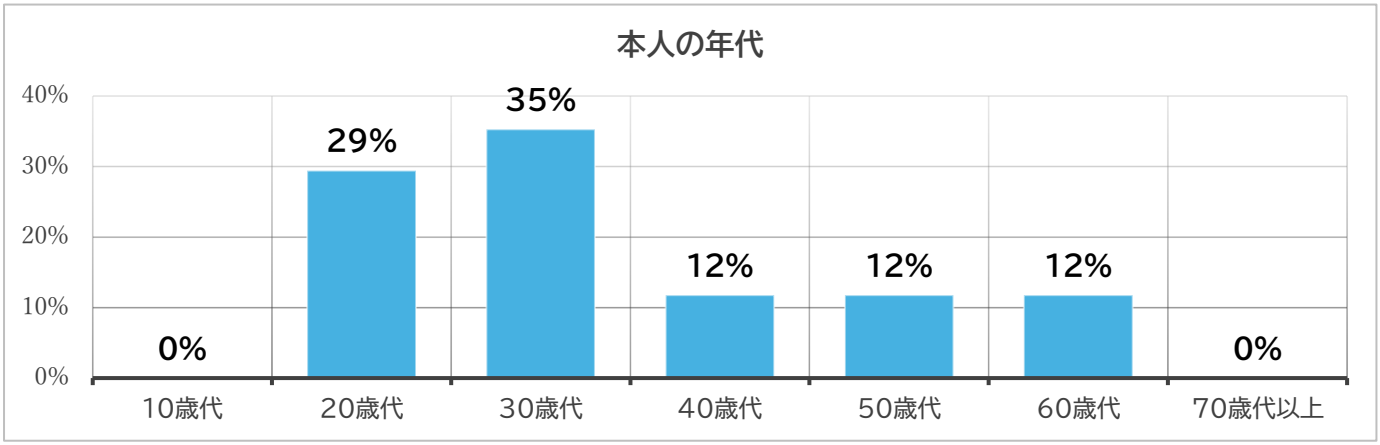
障害福祉サービスに関するニーズ調査の集計結果

（対象者：強度行動障害を有する障がい者（児））

対 象 者 ： 3 7 名
回 答 者 ： 1 7 名
回 収 率 ： 4 5 . 9 %

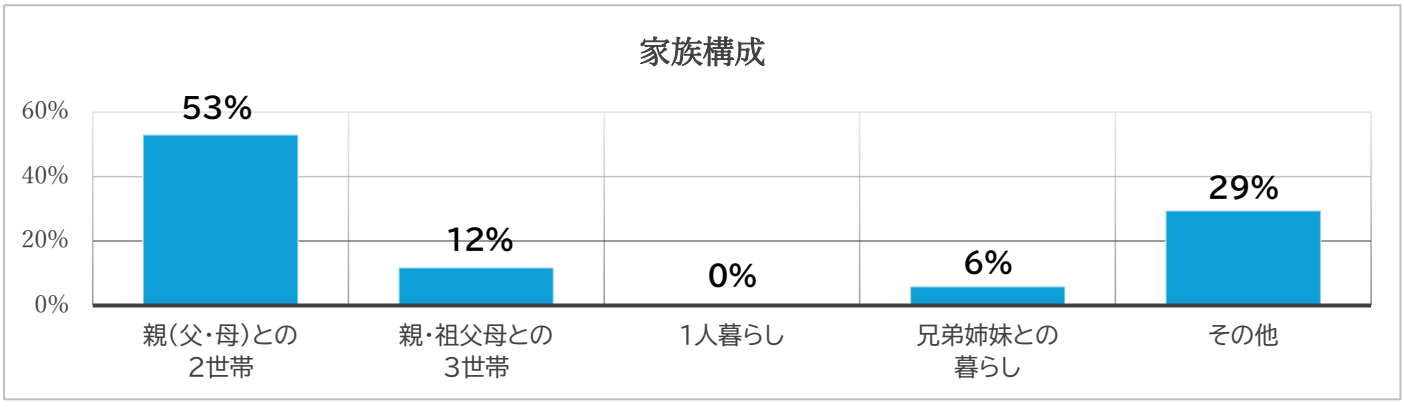
Q１　ご本人の年代について、該当するものに☑してください。

10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代以上
0	5	6	2	2	2	0
0%	29%	35%	12%	12%	12%	0%



Q２　ご本人からみた家族構成について、該当するものに☑してください。

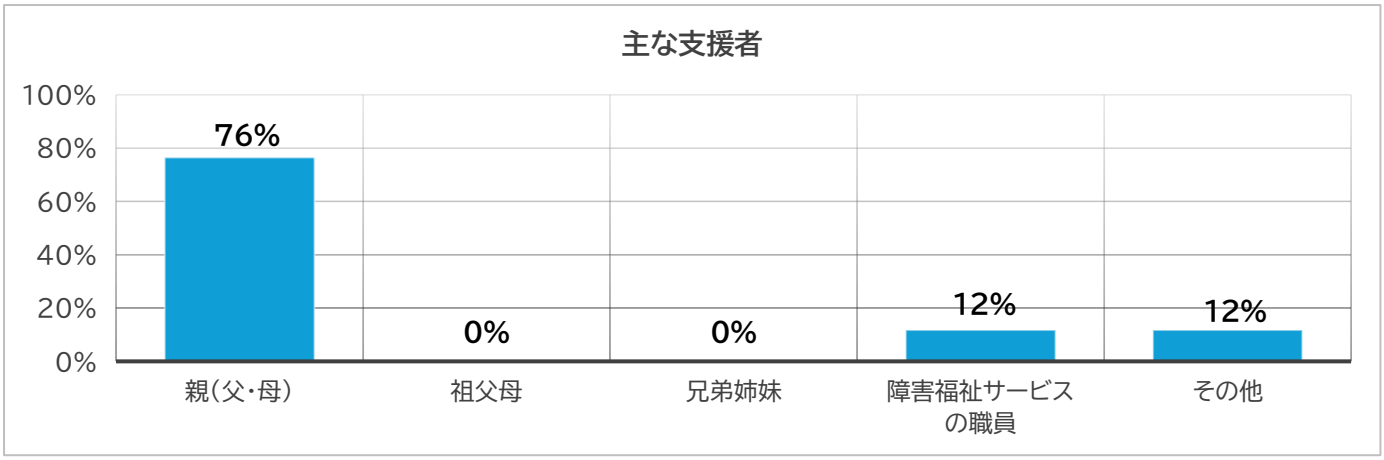
親（父・母）との２世帯	親・祖父母との３世帯	１人暮らし	兄弟姉妹との暮らし	その他
9	2	0	1	5
53%	12%	0%	6%	29%



Q３　ご本人の主な支援者について、該当するものに☑してください。

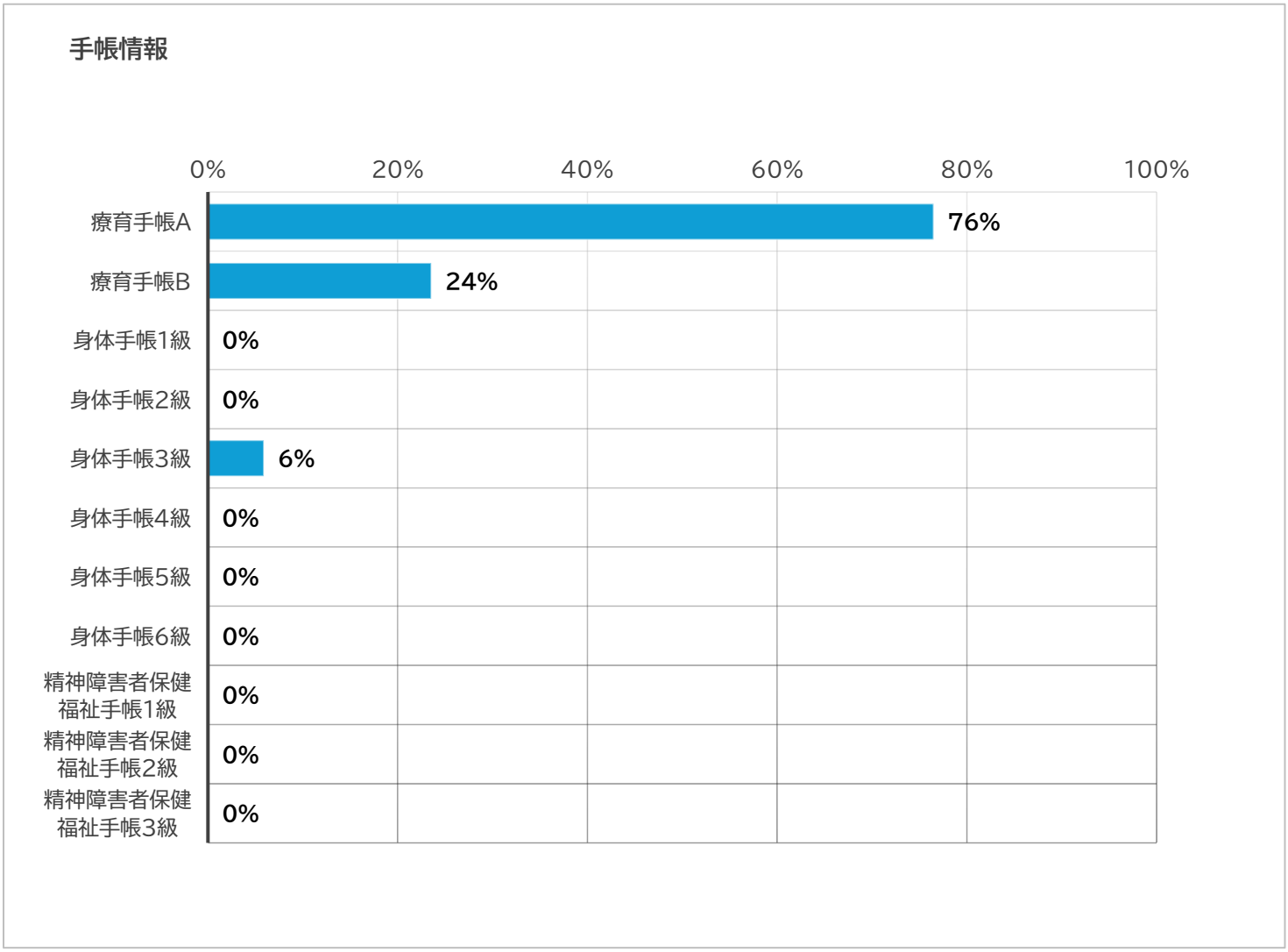
親（父・母）	祖父母	兄弟姉妹	障害福祉サービスの職員	その他
13	0	0	2	2
76%	0%	0%	12%	12%

※その他：姪　1



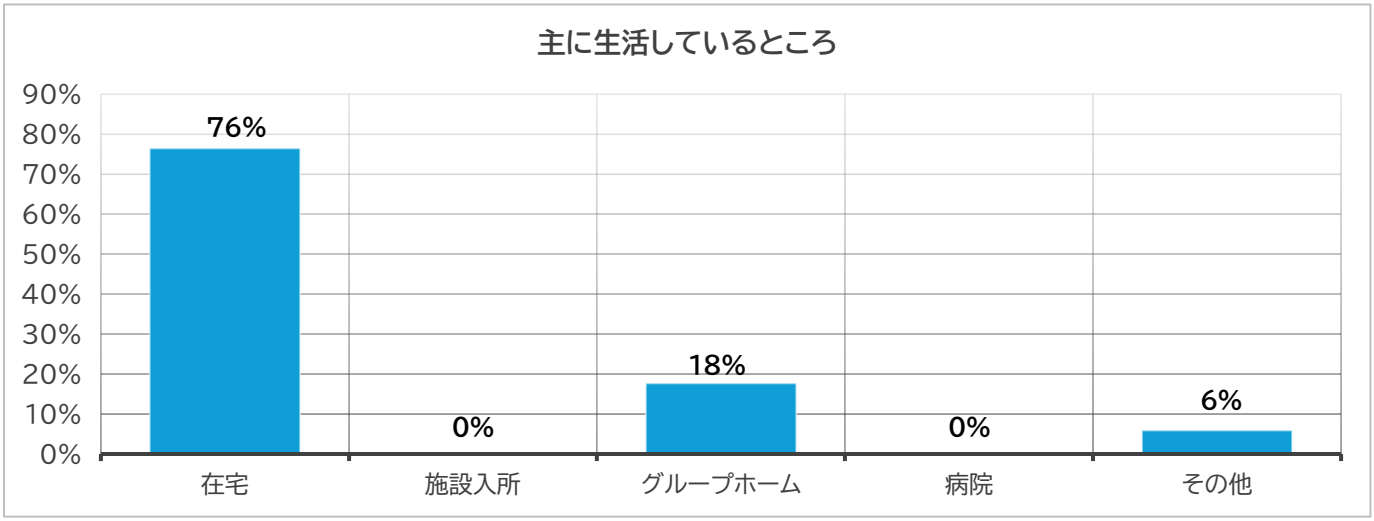
Q４　お手持ちの手帳の種類について、該当するものに☑してください。

療育手帳 A	療育手帳 B	身体手帳 1 級	身体手帳 2 級	身体手帳 3 級	身体手帳 4 級
13	4	0	0	1	0
76%	24%	0%	0%	6%	0%
身体手帳 5 級	身体手帳 6 級	精神障害者保健福祉手帳 1 級	精神障害者保健福祉手帳 2 級	精神障害者保健福祉手帳 3 級	
0	0	0	0	0	
0%	0%	0%	0%	0%	



Q５　現在、主にどこで生活していますか。該当するものに☑してください。

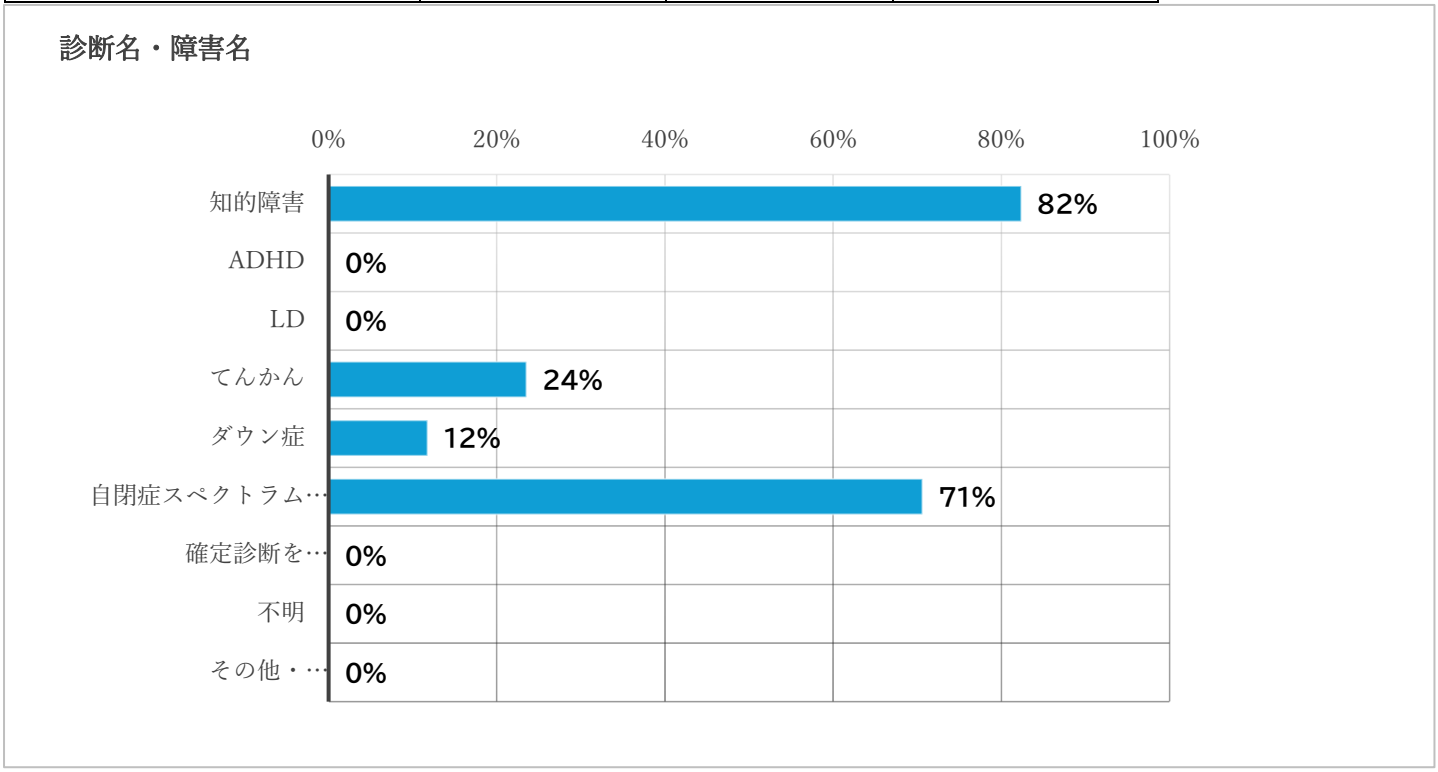
在宅	施設入所	グループホーム	病院	その他
13	0	3	0	1
76%	0%	18%	0%	6%



Q６　診断名・障害名について、該当するものに☑してください。（複数回答可）

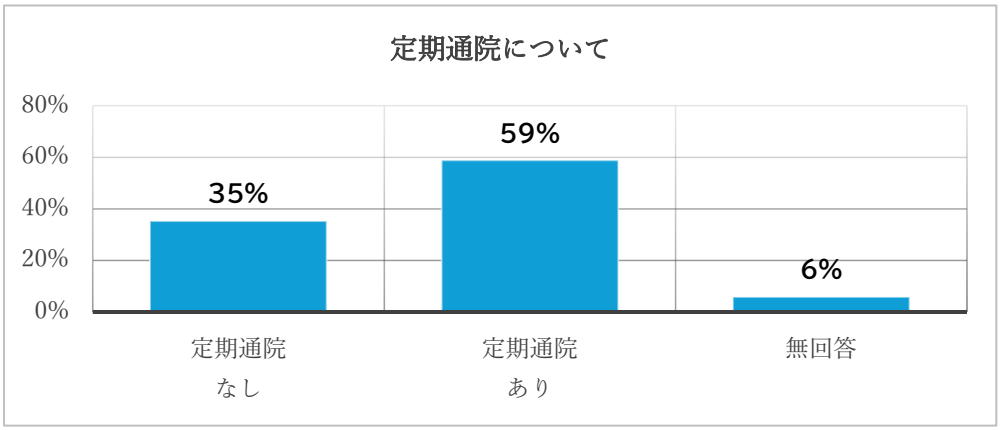
知的障害	ADHD	LD	てんかん	ダウン症
14	0	0	4	2
82%	0%	0%	24%	12%

自閉症スペクトラム（自閉症・アスペルガー障害・広汎性発達障害を含む）	確定診断を受けていない	不明	その他・精神疾患診断名
12	0	0	0
71%	0%	0%	0%



Ｑ７　Ｑ６の診断名・障害名を理由に定期的に受診している病院について、該当するものに☑してください。

定期通院 なし	定期通院 あり	無回答
6	10	1
35%	59%	6%

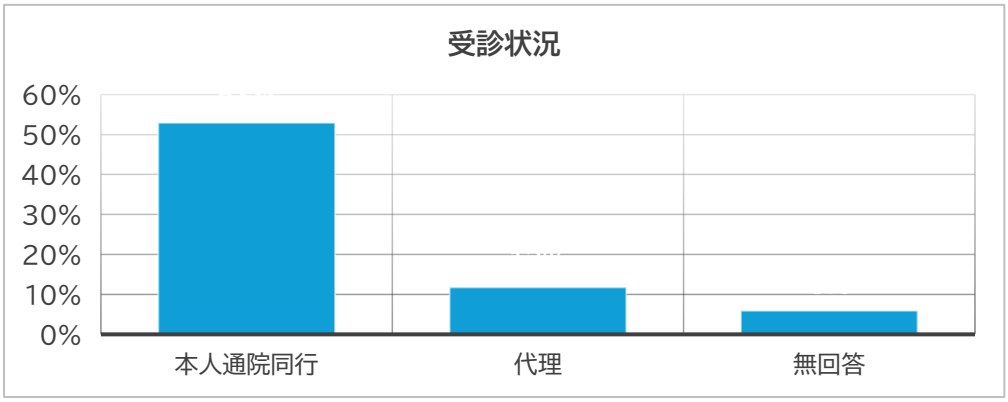


Q7 で「定期通院あり」を選択した方にお尋ねします。通院頻度について教えてください。（例：月に〇回）

年１回	1
3 か月に１回	2
2 か月に１回	4
1 か月に１回	2
週に１回	1
月に１度薬を親がもらいに行き、 半年に１度本人が受診し採血。	1

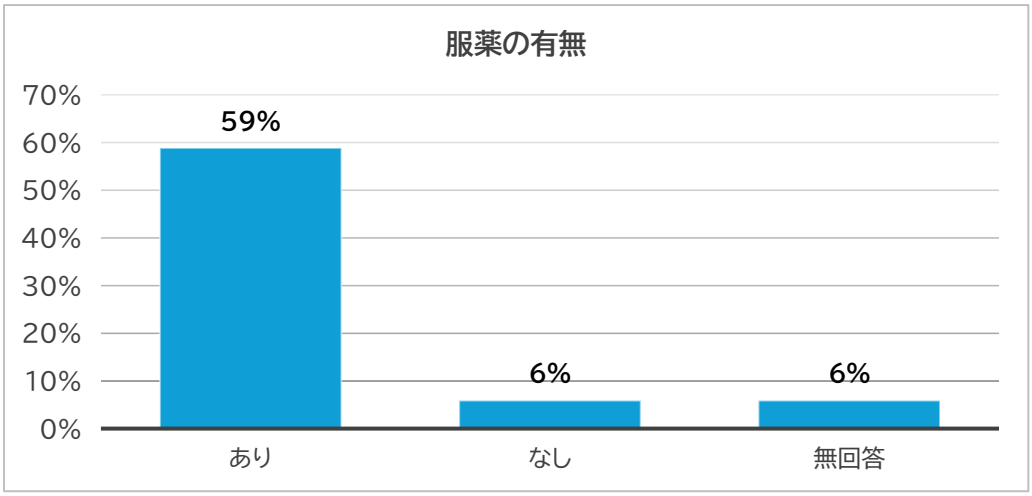
Q7 で「定期通院あり」を選択した方にお尋ねします。受診状況について教えてください。

本人通院同行	代理	無回答
9	2	1
53%	12%	6%



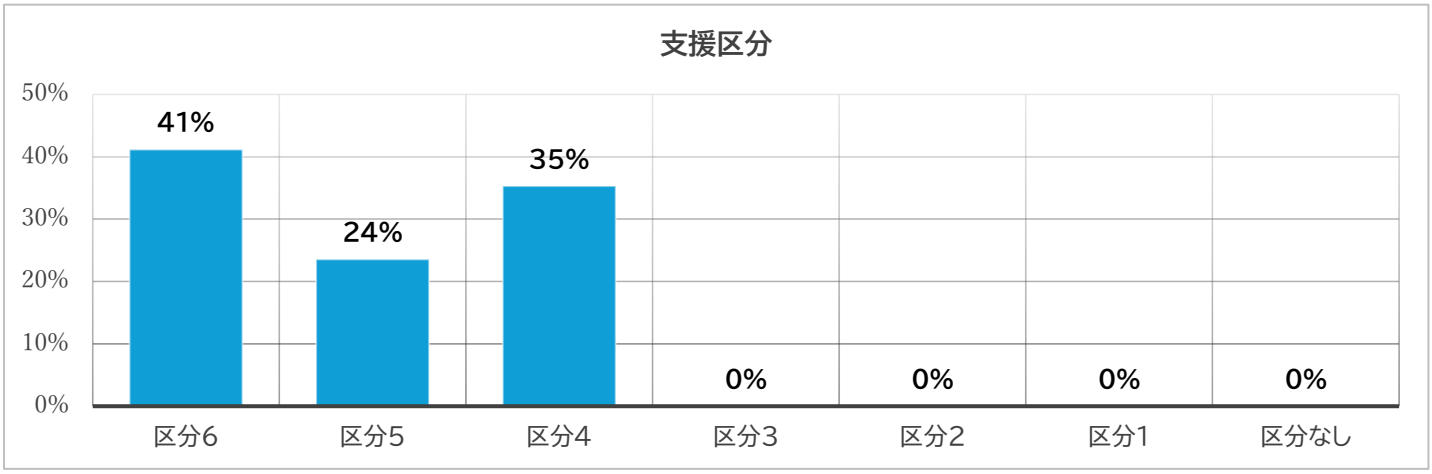
Q7 で「定期通院あり」を選択した方にお尋ねします。服薬についておしえてください。

あり	なし	無回答
10	1	1
59%	6%	6%



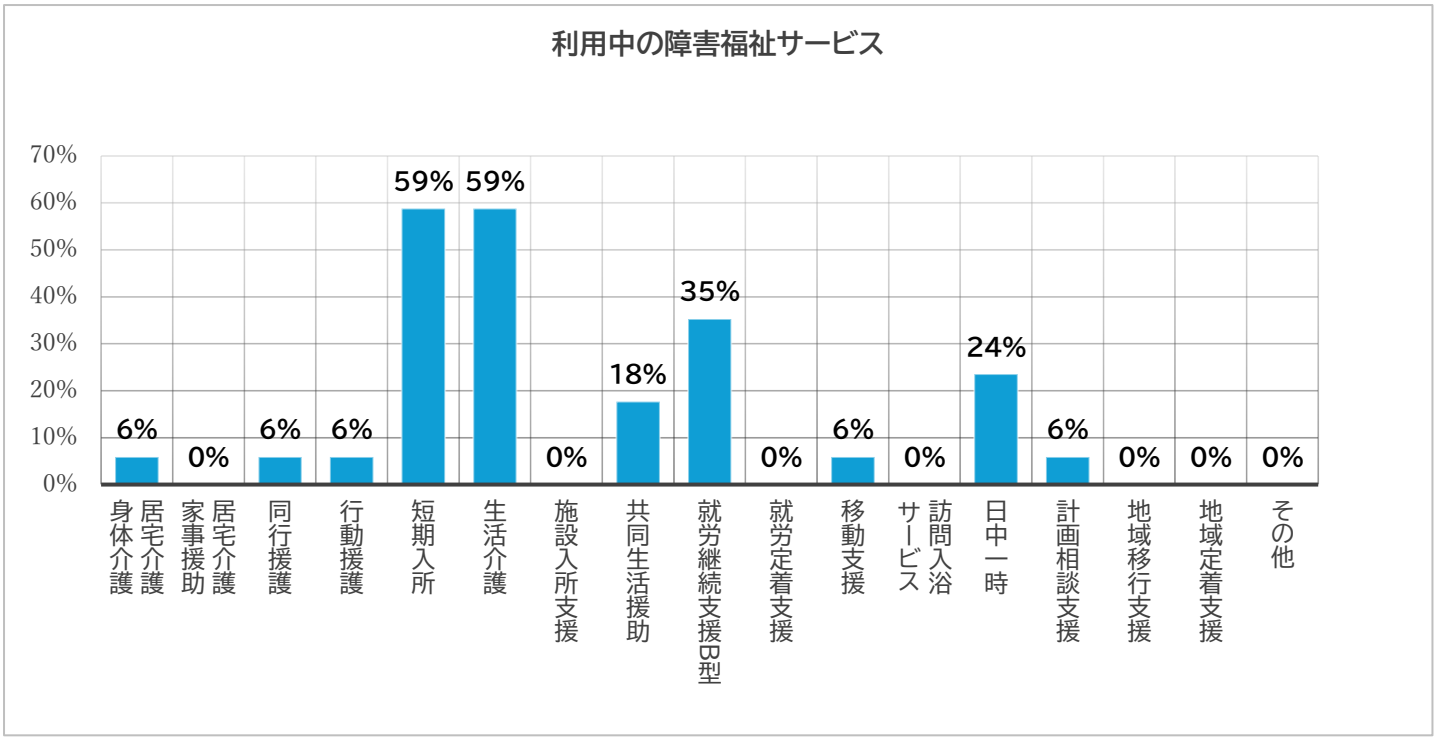
Q８　障害支援区分について、該当するものに☑してください。

区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2	区分 1	区分なし
7	4	6	0	0	0	0
41%	24%	35%	0%	0%	0%	0%



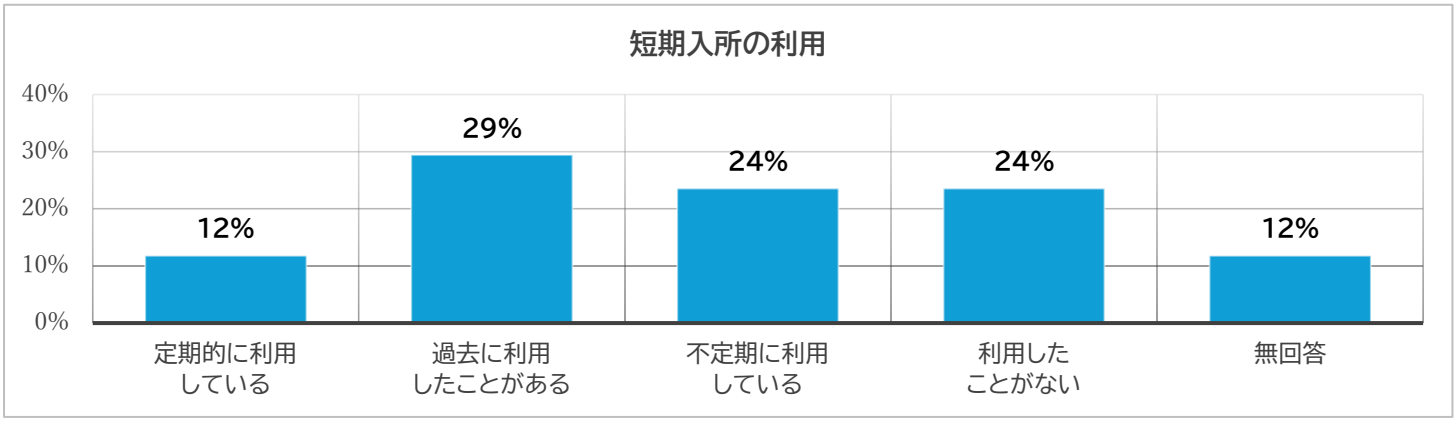
Q９　利用中の福祉サービスについて、該当するものに☑してください（複数回答可）

居宅介護 身体介護	居宅介護 家事援助	同行援護	行動援護	短期入所	生活介護	施設入所 支援	共同生活 援助	
1	0	1	1	10	10	0	3	
6%	0%	6%	6%	59%	59%	0%	18%	
就労継続 支援 B 型	就労定着 支援	移動支援	訪問入浴 サービス	日中一時	計画相談 支援	地域移行 支援	地域定着 支援	その他
6	0	1	0	4	1	0	0	0
35%	0%	6%	0%	24%	6%	0%	0%	0%



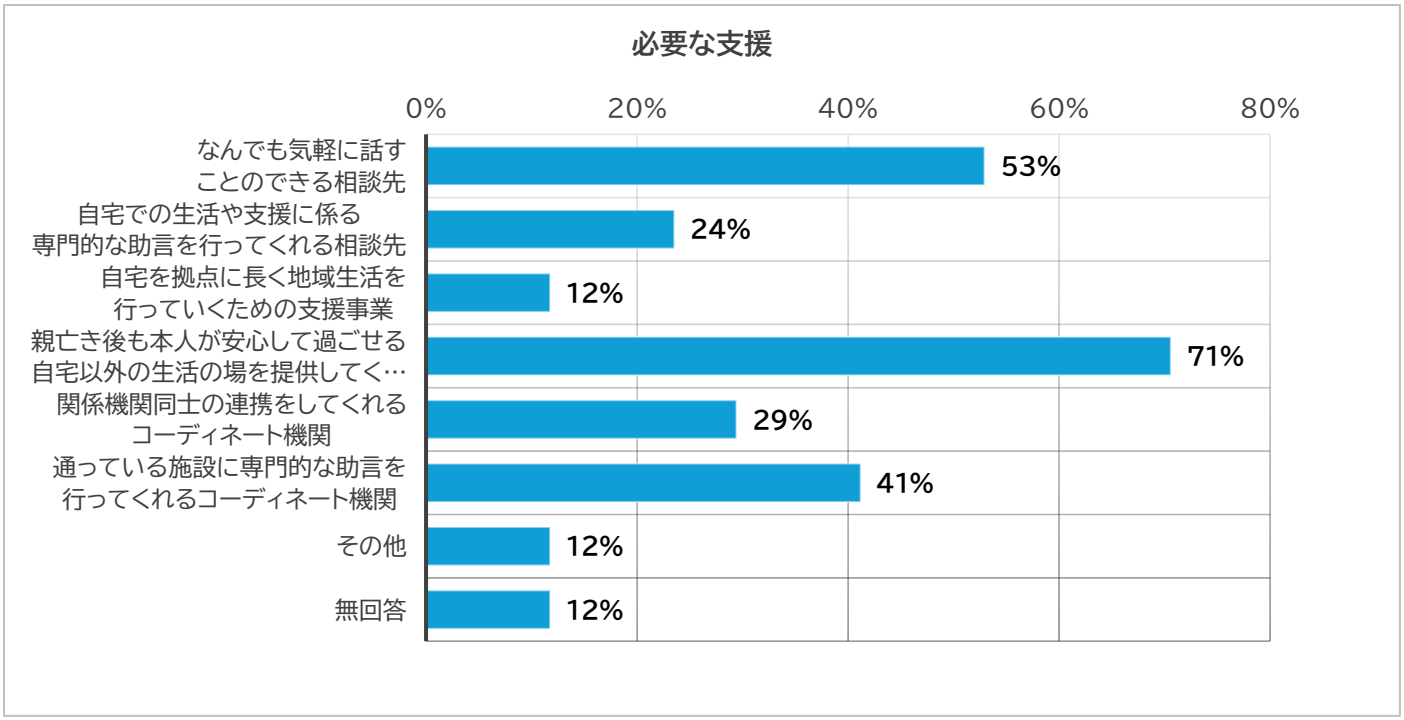
Q１０　短期入所の利用状況について、該当するものに☑してください。

定期的に利用している	過去に利用したことがある	不定期に利用している	利用したことがない	無回答
2	5	4	4	2
12%	29%	24%	24%	12%



Q１１　下記の中からあったらいいなと思うものに☑してください（複数回答可）。

なんでも気軽に話すことのできる相談先	自宅での生活や支援に係る専門的な助言を行ってくれる相談先	自宅を拠点に長く地域生活を行っていくための支援事業	親亡き後も本人が安心して過ごせる自宅以外の生活の場を提供してくれる支援施設	関係機関同士の連携をしてくれるコーディネート機関	通っている施設に専門的な助言を行ってくれるコーディネート機関	その他	無回答
9	4	2	12	5	7	2	2
53%	24%	12%	71%	29%	41%	12%	12%



Q１２　本人が社会生活上で課題となる行動や疾病について、該当するものに☑してください（複数回答可）。

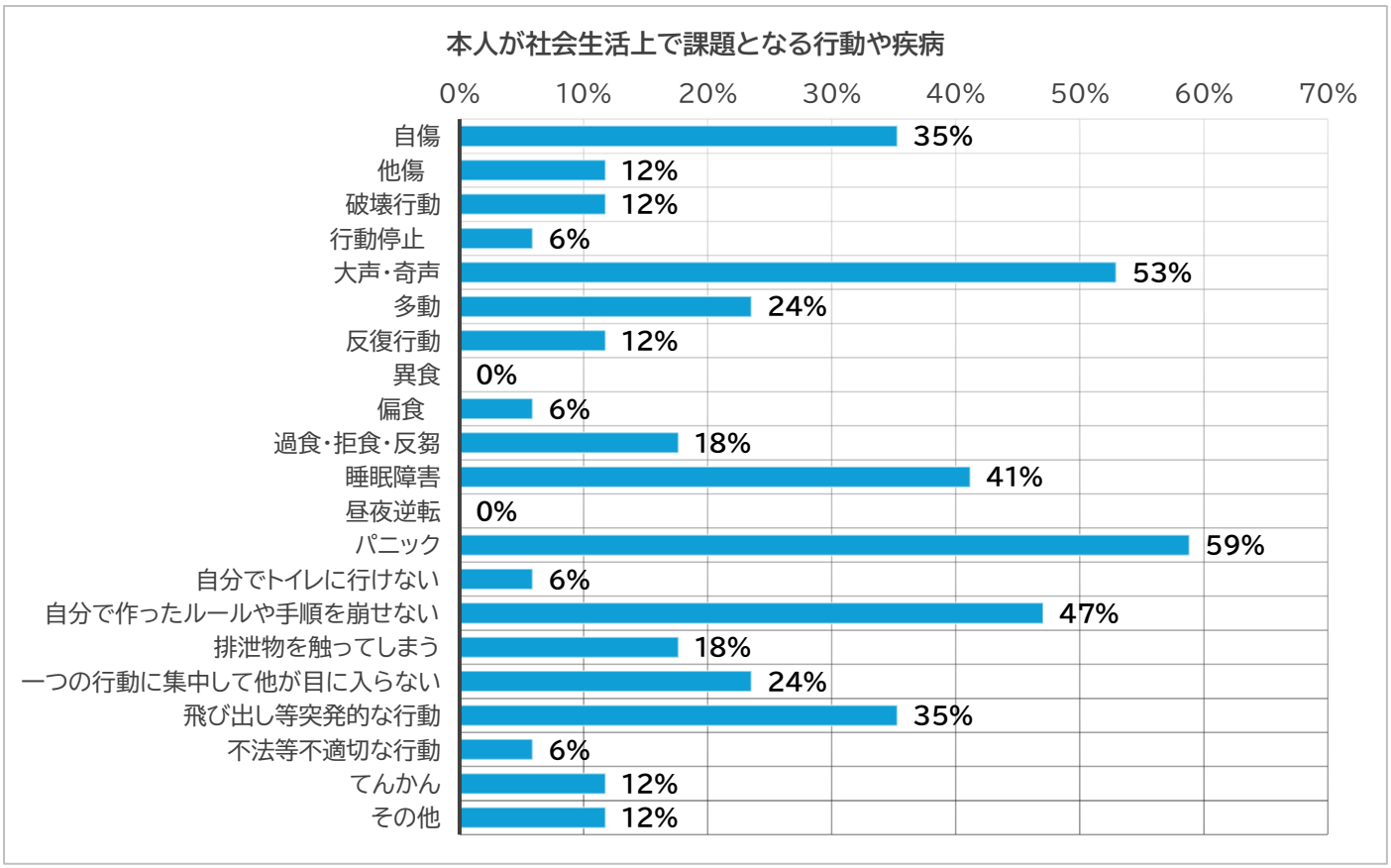
自傷	他傷	破壊行動	行動停止	大声・奇声	多動	反復行動	異食	偏食	過食・拒食・反芻
6	2	2	1	9	4	2	0	1	3
35%	12%	12%	6%	53%	24%	12%	0%	6%	18%

睡眠障害	昼夜逆転	パニック	自分でトイレに行けない	自分で作ったルールや手順を崩せない	排泄物を触ってしまう	一つの行動に集中して他が目に入らない	飛び出し等突発的な行動	不法等不適切な行動	てんかん	その他
7	0	10	1	8	3	4	6	1	2	2
41%	0%	59%	6%	47%	18%	24%	35%	6%	12%	12%

※その他：

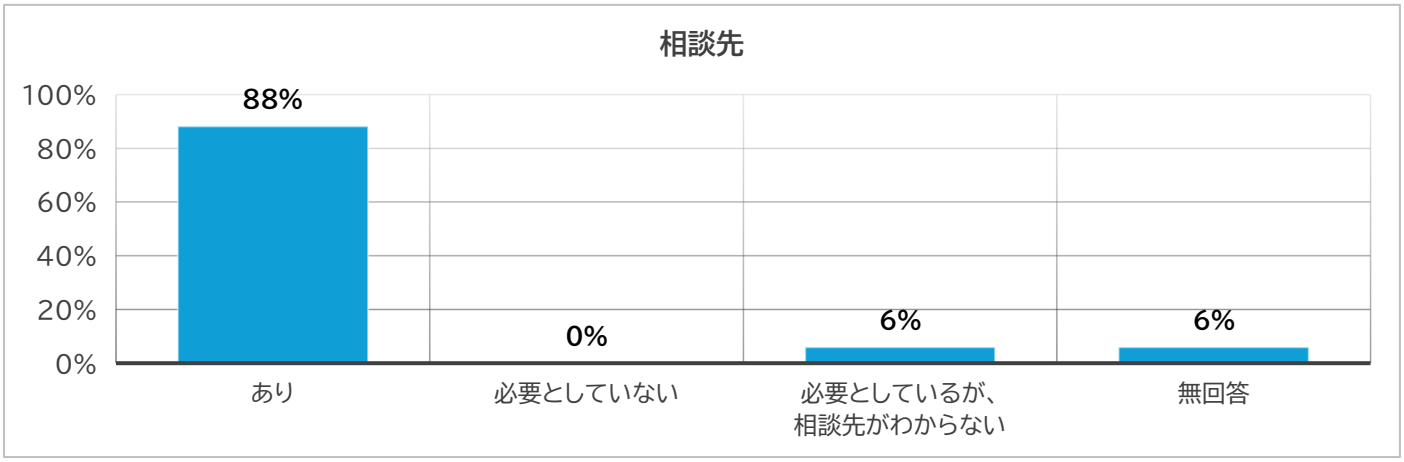
・家の中でも外でもその場所から出られない・自傷とまではいかないが出来物や傷ができた時に触り悪化させてしまう・最近不安感があるのか家の中で行動範囲が限られ風呂トイレが使えないポータブルトイレ使用中。

・援助があって異食・睡眠障害・排泄物を触ってしまうという事はいまはない。



Q１３　日々の生活や社会生活上で課題となる行動や疾病について、困ったときの相談先（頼れる相手）として、該当するものに☑してください。

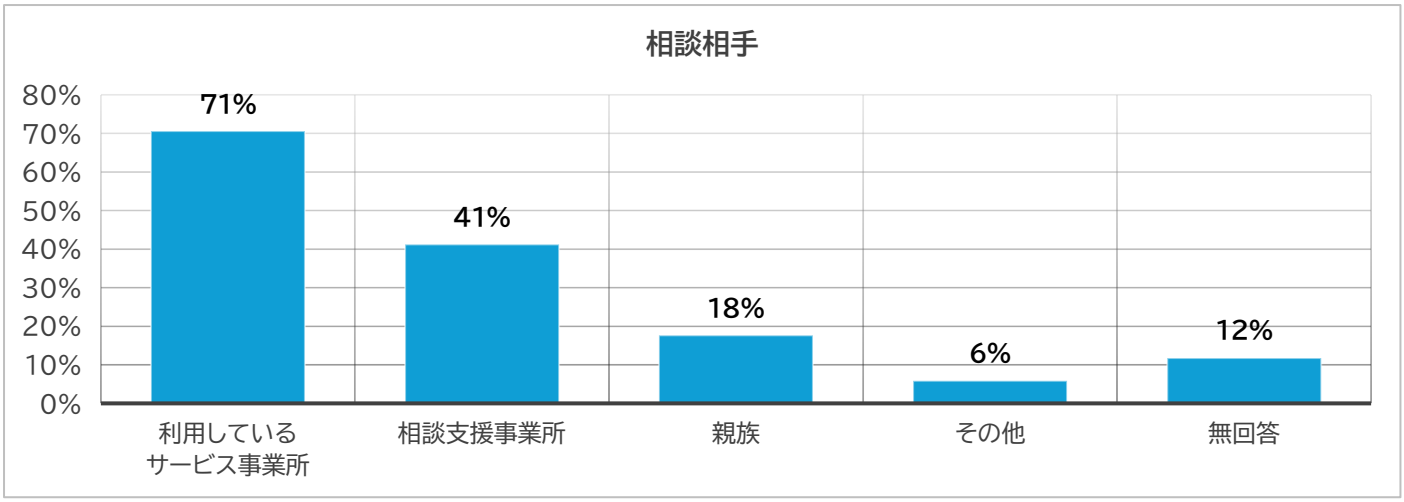
あり	必要としていない	必要としているが、 相談先がわからない	無回答
15	0	1	1
88%	0%	6%	6%



Q１３で「あり」と回答された方の相談先

利用している サービス事業所	相談支援事業所	親族	その他	無回答
12	7	3	1	2
71%	41%	18%	6%	12%

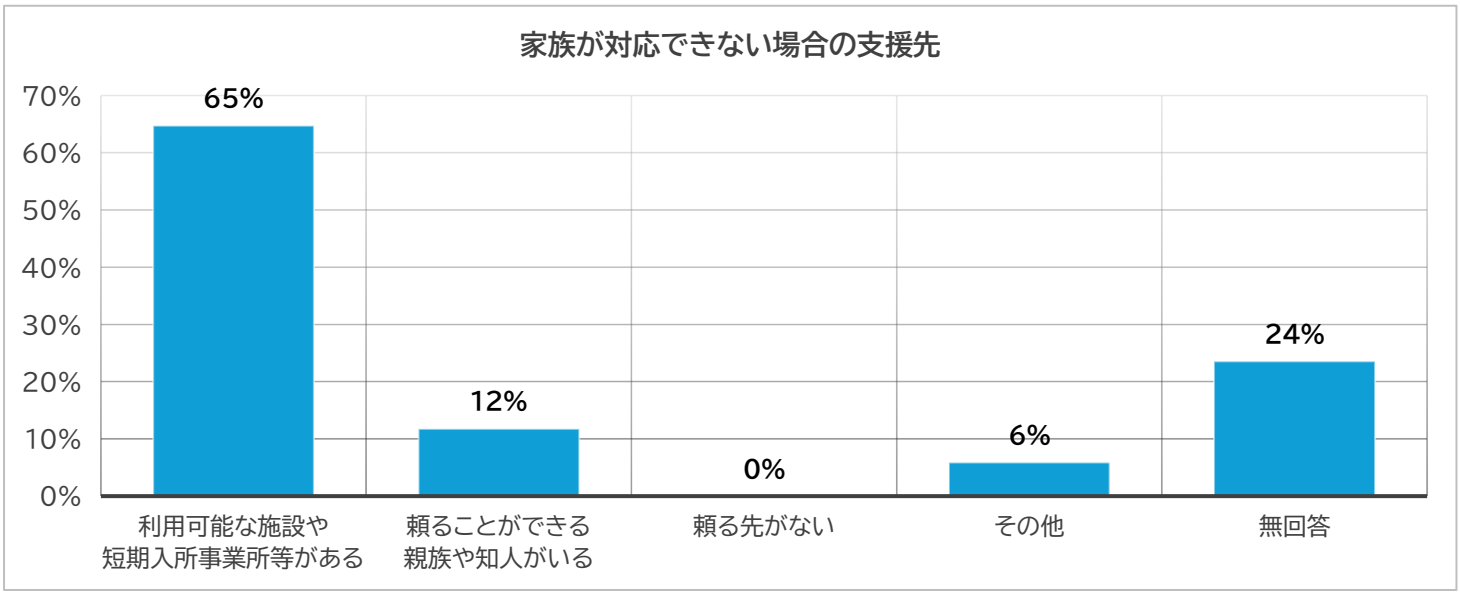
その他：西川医院の林先生(服薬中)



Q１４　現在主に生活している場所が在宅である方にお聞きします。家族に病気やケガが生じて本人の生活がままならなくなった場合の支援先について、該当するものに☑してください（複数回答可）。

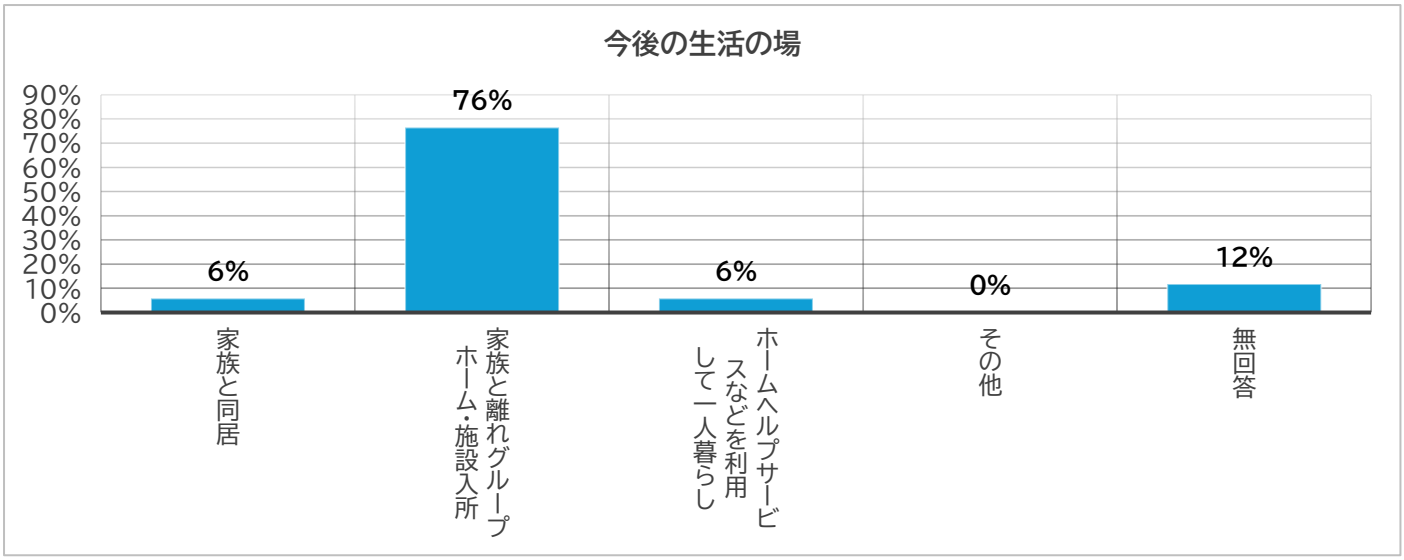
利用可能な施設や 短期入所事業所等がある	頼ることができる 親族や知人がいる	頼る先がない	その他	無回答
11	2	0	1	4
65%	12%	0%	6%	24%

その他：利用している短期入所事業所はあるが予約がなかなか取れなかったりパニックを起こすと迎えに来るように言われるのであてにはできない。



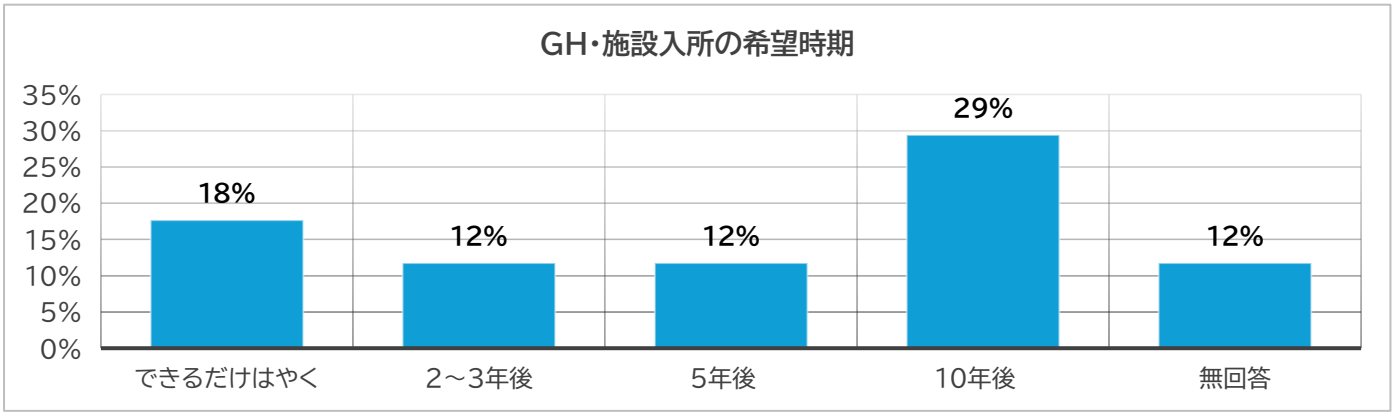
Q１５　将来的に、どこで、どのような暮らし方を考えていますか。また、それはいつ頃ですか。該当するものに☑してください。

家族と同居	家族と離れグループホーム・施設入所	ホームヘルプサービスなどを利用して一人暮らし	その他	無回答
1	13	1	0	2
6%	76%	6%	0%	12%



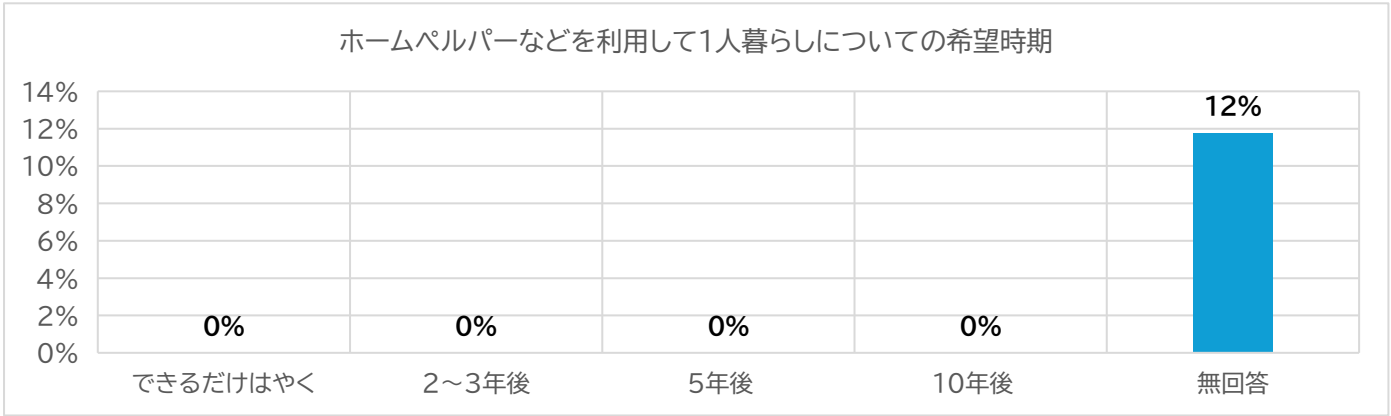
Q１５で「グループホーム・施設入所」を選択された方は時期について教えてください。

できるだけはやく	２～３年後	５年後	１０年後	無回答
3	2	2	5	2
18%	12%	12%	29%	12%



Q１５で「ホームヘルプサービスなどを利用して一人暮らし」を選択された方は時期について教えてください。

できるだけはやく	２～３年後	５年後	１０年後	無回答
0	0	0	0	2
0%	0%	0%	0%	12%



Q１６その他、全体をとおして御意見があれば御自由に御記入ください。

・短期入所施設がいっぱいで受け付けてもらえないときがあり困った。できれば、ずっと在宅で一緒に暮らしたいと思っている。
・3 年前に他県から引っ越してきました。正直に言って山口県全体なのか？山陽小野田市だけなのか？はわかりませんが障害者福祉に関しては最悪です。福祉施設の数、サービスが利用できる時間帯、福祉施設の在り方等課題は山積みだと思います。もっと他県の福祉施設などを参考に改善してほしいと思います。
・できれば施設入所はしたくないが、兄姉に迷惑をかけたくない。人の手を借りなければいけないが、施設入所の決心はつかない。
・昔は多動だったが、歳をとり足も悪く（股関節）歩くのが下手になり動かなくなり、肥えすぎて困る。耳も悪く、目も悪く、身体障害 3 級になった。親子で歳をとり、情はなくなりました。
・将来に向けて情報・知識が不足している。具体的な情報を得た上で、将来に備えたい。
・何かあった時受け入れてくれる医療機関。知的・精神は嫌がられる。

資料３

第５次山陽小野田市障害者計画について（抜粋）

１　計画の位置付け及び役割

本計画は、障害者基本法を根拠とする障害者基本計画です。国の「障害者基本計画（第５次）」、山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」、本市の「山陽小野田市総合計画」及び「山陽小野田市地域福祉計画」を上位計画とし、「山陽小野田市障害福祉計画」や「山陽小野田市障害児福祉計画」との整合性を図りながら、本市の障がい者施策について基本的考え方や方向性を明らかにし、今後の指針とするものです。

○山陽小野田市障害者計画

根拠法	障害者基本法第 11 条第３項
役割	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画
計画期間	第５次：令和６年度～令和 11 年度（６年間）

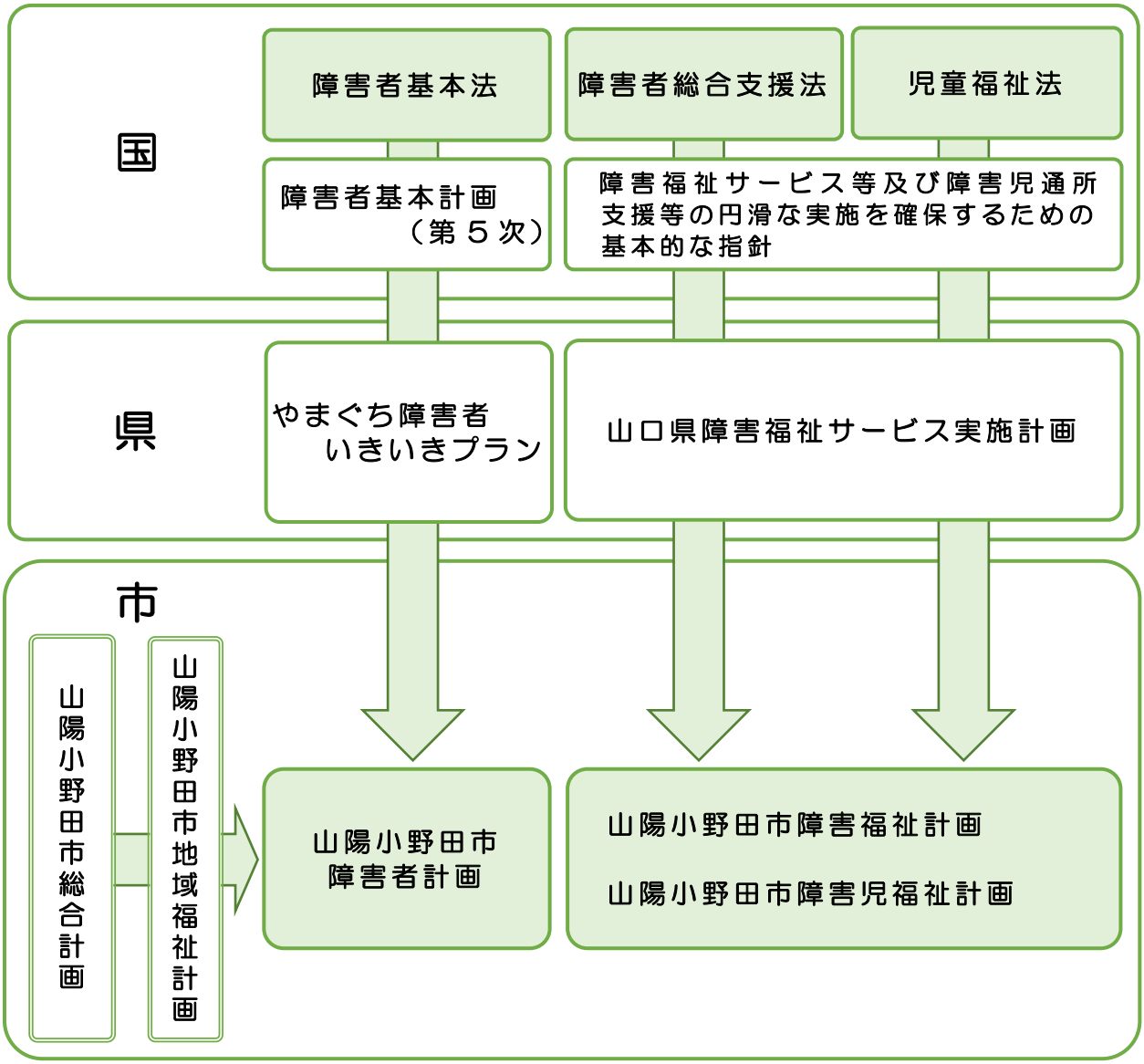
○山陽小野田市障害福祉計画

根拠法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第１項
役割	障害福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める３年を１期とする計画
計画期間	第７期：令和６年度～令和８年度（３年間） 第８期：令和９年度～令和 11 年度（３年間）

○山陽小野田市障害児福祉計画

根拠法	児童福祉法第 33 条の 20 第１項
役割	障害児通所支援等の見込量、確保の方策を定める３年を１期とする計画
計画期間	第３期：令和６年度～令和８年度（３年間） 第４期：令和９年度～令和 11 年度（３年間）

○計画の位置付けと関連計画



２　計画の期間

計画名	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
山陽小野田市障害者計画	第５次					
山陽小野田市障害福祉計画	第７期			第８期		
山陽小野田市障害児福祉計画	第３期			第４期		

3　障がい者の現状について

(1) 障害者手帳所持者数の推移(計画 P6)

（各年度４月）（人）

	平成 29 年度	令和２年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
身体障害者手帳	2,771	2,627	2,459	2,445	2,402	2,329
療育手帳	504	515	548	569	600	622
精神障害者保健福祉手帳	378	409	495	483	506	493
合計	3,653	3,551	3,502	3,497	3,508	3,444
市人口	63,777	62,059	59,797	59,125	58,416	57,617
市人口比（%）	5.73	5.72	5.86	5.91	6.00	5.98

(2) 身体障害者手帳所持者の状況(計画 P7-P9)

① 等級別所持者数

（各年度４月）（人）

等級	平成 29 年度	令和２年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
１級	898	854	770	780	760	732
２級	388	336	300	295	296	284
３級	533	501	490	488	483	466
４級	663	640	604	593	568	543
５級	135	136	139	136	145	151
６級	154	160	156	153	150	153
合計	2,771	2,627	2,459	2,445	2,402	2,329
市人口	63,777	62,059	59,797	59,125	58,416	57,617
市人口比（%）	4.34	4.23	4.11	4.14	4.11	4.04

※障害の等級については、１級から７級まであり、１級が最重度です。
（手帳の交付は６級までです。）

② 年齢別所持者数

（各年度４月）（人）

等級	平成 29 年度	令和２年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
０歳～　５歳	6	3	4	5	2	2
６歳～１７歳	38	28	20	21	21	19
１８歳～５９歳	386	368	350	348	332	324
６０歳～６４歳	247	165	136	126	125	128
６５歳以上	2,094	2,063	1,949	1,945	1,922	1,856
合計	2,771	2,627	2,459	2,445	2,402	2,329

③ 障害種別の内訳

（各年度４月）（人）

	平成 29 年度	令和２年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
視覚障害	193	176	179	178	176	145
聴覚障害	244	255	257	263	263	265
平衡機能障害	10	7	9	10	11	11
音声・言語・そしゃく機能障害	60	51	50	48	45	41
肢体不自由（上肢）	587	522	474	498	454	434
肢体不自由（下肢）	1,136	997	876	837	796	749
肢体不自由（体幹）	142	131	136	139	142	145
肢体不自由（脳原上肢）	31	31	29	26	32	30
肢体不自由（脳原移動）	40	40	38	31	38	39
心臓機能障害	571	578	554	573	565	554
じん臓機能障害	208	210	199	204	206	192
呼吸器機能障害	86	79	59	56	56	57
ぼうこう・直腸機能障害	111	127	119	90	119	117
小腸機能障害	3	1	1	1	1	2
免疫機能障害	4	5	5	6	6	9
肝臓機能障害	6	8	8	5	7	6
合計	3,432	3,218	2,993	2,965	2,917	2,796

※障がいが重複する方がいるため、手帳所持者数の合計とは一致しない。

(3) 療育手帳所持者の状況(計画 P10)

① 年齢別・程度別所持者数

(各年度４月)(人)

年齢	程度	平成 29 年度	令和２年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
18 歳未満	A	26	30	23	26	25	25
	B	89	92	79	91	106	107
	合計	115	122	102	117	131	132
18 歳以上	A	166	145	176	174	175	177
	B	223	248	270	278	294	313
	合計	389	393	446	452	469	490
合計	A	192	175	199	200	200	202
	B	312	340	349	369	400	420
	総合計	504	515	548	569	600	622
市人口		63,777	62,059	59,797	59,125	58,416	57,617
市人口比（%）		0.79	0.83	0.92	0.96	1.03	1.08

※障害の程度については、A と B があり、A が重度です。

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況(計画 P11-P12)

① 年齢別・等級別所持者数

(各年度４月)(人)

年齢	程度	平成 29 年度	令和２年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
18 歳未満	1 級	1	0	0	0	0	0
	2 級	2	2	1	0	2	2
	3 級	13	18	17	14	16	14
	合計	16	20	18	14	18	16
18 歳以上	1 級	84	78	82	67	69	63
	2 級	175	179	208	211	198	193
	3 級	103	132	187	191	221	221
	合計	362	389	477	469	488	477
合計	1 級	85	78	82	67	69	63
	2 級	177	181	209	211	200	195
	3 級	116	150	204	205	237	235
	総合計	378	409	495	483	506	493
市人口		63,777	62.059	59,797	59,125	58,416	57,617
市人口比（%）		0.59	0.66	0.83	0.82	0.87	0.86

※障がいの等級については、１級から３級まであり、１級が最重度です。

② 精神障害者保健手帳所持者のうち、自立支援医療（精神通院医療）受給者の割合

（各年度４月）（人）

状況	平成 29 年度	令和２年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手帳所持者数	378	409	495	483	506	493
精神通院医療受給者数	248	305	362	374	388	349
割合（%）	65.6	74.6	73.1	77.4	76.7	70.8

(5) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況(計画 P12)

（各年度４月）（人）

状況	平成 29 年度	令和２年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神通院医療受給者数	1,019	1,128	1,134	1,149	1,145	1,152

(6) 障害支援区分審査判定の状況(計画 P13)

① 障害支援区分の認定状況

令和８年４月１日現在（人）

区分		1	2	3	4	5	6	合計
身体	在宅者	0	2	4	3	9	15	33
	施設入所者	0	0	1	2	3	19	25
知的	在宅者	1	14	24	22	32	13	106
	施設入所者	0	0	3	11	15	29	58
精神	在宅者	2	28	7	4	0	2	43
	施設入所者	0	0	0	1	0	0	1
難病	在宅者	0	0	0	0	0	1	1
	施設入所者	0	0	0	0	0	0	0
合計	在宅者	3	44	35	29	41	31	183
	施設入所者	0	0	4	14	18	48	84
割合（%）	在宅者	100	100	89.7	67.4	69.5	39.2	68.5
	施設入所者	0	0	10.3	32.6	30.5	60.8	31.5

(7) 障がい者の雇用状況(計画 P14)

民間企業における「障害者法定雇用率」は、令和８年（２０２６年）に２．５％から２．７％へ引き上げとなり、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員４０人以上から３７．５人以上に変更になりました。

公共職業安定所調（各年度６月１日）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
管内対象企業数（箇所）	190	199	未確定
管内雇用障がい者数（人）	713.0	761.0	未確定
管内雇用率（%）	2.39	2.42	未確定
県雇用率　（%）	2.77	2.71	未確定
国雇用率　（%）	2.41	2.41	未確定

資料４

令和９年度～令和１１年度

第８期山陽小野田市障害福祉計画
第４期山陽小野田市障害児福祉計画

（案）

第１章　障がい者支援における成果目標の設定

障がい者の自立支援の観点から、令和１１年度（２０２９年度）を目標年度とする障害福祉計画において必要な障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、次に掲げる成果目標を設定します。

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行
２　精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
３　福祉施設から一般就労への移行等
４　地域生活支援の充実
５　相談支援体制の充実・強化等
６　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では令和７年度（２０２５年度）末時点の施設入所者数（継続入所者を除く。）の６％以上が地域生活に移行するとともに、令和１１年度(２０２９年度)末の施設入所者数を令和７年度(２０２５年度）末時点の施設入所者数から５％以上削減するとされています。

市では、この考え方を基本にしながら、実現可能な目標設定をすることとし、第７期においては３年間で１人が地域生活へ移行したことを勘案し、次のとおりとします。

◆第８期成果目標

	数値	備考
基準時点の施設入所者数（A）	７１人	令和７年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数（B）	７０人	令和１１年度末の施設入所者数
【目標値】 減少見込（A-B）	１人 １.４％	令和１１年度末までの減少数
【目標値】 地域生活移行者数	１人 １.４％	令和１１年度末までの地域移行者数

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。

システムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者等の関係機関が集まる場である自立支援協議会において、現状の把握を行い、課題を共有するなど、情報共有に努めます。

◆第８期活動指標

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

	令和９年度	令和10年度	令和11年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	１回	１回	１回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	２０人	２０人	２０人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	有	有	有

精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用者数

	令和９年度	令和10年度	令和11年度
① 地域移行支援の利用者数	１人	２人	３人
② 地域定着支援の利用者数	３人	４人	５人
③ 共同生活援助の利用者数	３３人	３４人	３５人
④ 自立生活援助の利用者数	１人	１人	１人
⑤ 自立訓練（生活訓練）の利用者数	５人	５人	５人
⑥ 短期入所の利用者数	２人	２人	２人

住民のこころの状態

	令和９年度	令和10年度	令和11年度
① 住民の精神的な問題の程度を評価（県に確認中）	確認中	確認中	確認中

3 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者が、地域で自立した生活を行うためには、能力と適性に応じた雇用の場に就き、生活基盤の安定を図る必要があります。

福祉施設から一般就労に関し一般就労移行者数、就労定着支援事業の利用者数の目標値を設定し、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行を推進します。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、自立支援協議会の専門部会である就労部会において取組を進めます。

◆第８期成果目標

一般就労移行者数

令和６年度 （基準）	９人	令和１１年度 （国の指針：基準の 1.31 倍）	１２人

	令和１１年度	国の指針
就労移行支援から	５人	1.14 倍
就労継続支援Ａ型から	１人	1.52 倍
就労継続支援Ｂ型から	６人	1.67 倍
一般就労移行者合計数	１２人	1.31 倍

就労定着支援事業の利用者数

令和６年度 （基準）	１９人	令和１１年度 （国の指針：基準の 1.47 倍）	２８人

	令和９年度	令和10年度	令和11年度
就労選択支援事業所の設置箇所数	２か所	３か所	４か所
就労選択支援事業の利用人数	４７名	５０名	５３名

4 地域生活支援の充実

国の基本指針では、障がい者の地域での暮らしの安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるため、自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入対応体制の確保等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備を求めています。また、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があるとしています。

市では平成３１年（2019 年）４月に地域生活支援拠点を整備しました。今後は、自立支援協議会において運用状況の検証及び検討を行い、機能の充実を図ります。

また、令和 11 年度末（２０２９年度末）までに、強度行動障害を有する者に関するニーズの把握に努めます。

◆第８期成果目標

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	１か所	１か所	１か所
コーディネーター配置人数	１名	１名	１名
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	１回	１回	１回

5 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉課内に設置している相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センターと、市が委託している相談支援事業所が連携し、総合的かつ専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めます。

◆第８期成果目標

基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化

	令和９年度	令和10年度	令和11年度
① 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	１人	１人	１人
② 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の管内のすべての相談支援事業所に占める割合	60％	80％	100％
③ 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無	有	有	有

協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

	令和９年度	令和10年度	令和11年度
① 協議会の実施回数	１回	１回	１回
② 部会の設置数	２部会	２部会	２部会
③ 専門部会の実施回数	８回	８回	８回
④ 地域における障がい者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数	１回	１回	１回

相談支援体制の充実・強化等

	令和９年度	令和10年度	令和11年度
のぞまないセルフプラン	０件	０件	０件

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

支援内容が多様化する中、障がい者が個々の状態に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築に努めます。

◆第８期成果目標

	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	４人	４人	４人
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	有 （１回）	有 （１回）	有 （１回）

第２章　障がい児支援における成果目標の設定

令和 11 年度（２０２９年度）を目標年度とする障害児福祉計画において必要な障害児通所支援等の提供体制を確保するため、次に掲げる事項に係る成果目標を設定します。

１　重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

２　重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

３　医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

４　障がい児及びその家族への伴走的な相談支援

１　重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

令和元年度（２０１９年度）、市内に児童発達支援センターが開設され、同センターにおいて、保育所等訪問支援を行っています。

市は児童発達支援センターと連携し、障がい児の地域社会への参加・包容を推進していきます。

◆第４期成果目標

児童発達支援センターの支援機能の確保

令和 11 年度末までの目標	
中核的な支援機能の確保	国の指針：児童発達支援センターの４つの中核的な支援機能を確保すること。

インクルージョン推進のための協議の場の確保

令和 11 年度末までの目標	
関係機関との協議の場の設置	国の指針：保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置すること。

2 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、保護者等に周知していきます。地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

◆第４期成果目標

児童発達支援事業所の確保

令和８年度末までの目標	令和８年度末までの実績
圏域に２か所確保	圏域に２か所確保

※令和８年度は見込み

令和 11 年度末までの目標	
圏域に２か所確保	国の指針：市内に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保すること。単独で困難な場合は圏域単位で確保すること。

放課後等デイサービス事業所の確保

令和８年度末までの目標	令和８年度末までの実績
圏域に２か所確保	圏域に２か所確保

※令和８年度は見込み

令和 11 年度末までの目標	
圏域に２か所確保	国の指針：市内に主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保すること。単独で困難な場合は圏域単位で確保すること。

3 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

関係機関との連携を担う医療的ケア児コーディネーターを平成３０年度から配置しています。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、市では令和元年度から、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場として、医療的ケア児に係る連絡会議を開催しています。

◆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和 11 年度末までの目標	
令和元年度に設置	国の指針：市内において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による情報共有や協議等の場を設置

◆医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

令和 11 年度末までの目標	
平成 30 年度に配置	国の指針：医療的ケア児支援のため、市内において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

※参考　第３期実績（配置人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
３	３	３

※令和８年度は見込み

4 障がい児及びその家族への伴走的な相談支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援プログラムや総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めます。また、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制が確保されるよう支援します。

第３期実績（受講者数及び人数）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ペアレントメンター養成研修の受講者数（保護者）	２人	３人	１人
ペアレントメンターの人数	８人	８人	８人
ピアサポートの活動への参加人数	３人	２人	４人

※令和８年度は見込み

第４期見込み（受講者数及び人数）

	令和９年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントメンター養成研修の受講者数（保護者）	１人	１人	１人
ペアレントメンター養成研修の受講者数（支援者）	１人	１人	１人
ペアレントメンターの人数	９人	10人	11人
ピアサポートの活動への参加人数	５人	５人	６人

第３章　障害福祉サービス等の円滑な推進

1　障害福祉サービス等の見込量の設定

令和５年度（2023 年度）から令和７年度（2025 年度）までの実績値の傾向を読み取り、令和９年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までに必要なサービス量を見込みました。

サービス料の単位のうち人日とは月間の利用者人数に一人一月当たりの平均利用日数をかけて算出しています。

（1）障害福祉サービス

●訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援があります。これらのサービスは在宅で生活している障がい者が自宅等や外出の際に利用することができます。

①居宅介護

居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行う。

また、病院等に通院する場合や、官公署や指定相談支援事業所を公的手続や相談のために訪れる場合に、介助及び同行の支援を行う。

第７期実績（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
223 時間 24 人	237 時間 28 人	236 時間 27 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
319 時間 31 人	339 時間 33 人	360 時間 35 人

○見込量の設定

新規利用があり、利用人数は増加傾向です。

施設入所や介護保険への移行等で利用を終了する方もいることから、今後はゆるやかな増加を見込んでいます。

②重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者で、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行う。

外出時における移動中の介護を総合的に行うもので、１日の支援時間が３時間以上となる方が対象である。

第７期実績（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
162 時間 1 人	196 時間 1 人	224 時間 1 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
224 時間 1 人	274 時間 2 人	274 時間 2 人

○見込量の設定

利用人数は横ばいですが、利用時間は増加傾向です。サービス提供事業所が少ないため、居宅介護を代替えとして利用している方もいます。重度障がい者の地域生活を支えるためには、必要なサービスであり、今後、事業所の受け入れ体制が整えば、利用者が増えるため、増加を見込みました。

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する方が外出する際、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な支援を行う。

第７期実績（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
21 時間 2 人	41 時間 4 人	74 時間 8 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
89 時間 9 人	104 時間 10 人	119 時間 11 人

○見込量の設定

利用人数は増加傾向です。サービス提供事業所が少ないため、地域生活支援事業の移動支援を代替えとして利用している方もいます。障害特有のサービスであり、毎年１人ずつの増加を見込みました。

④行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等で常に介護を必要とする方に、その障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護や排せつ、食事等の介護その他の必要な支援を行う。

第７期実績（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
０ 時間 ０ 人	０ 時間 ０ 人	０ 時間 ０ 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
０ 時間 ０ 人	０ 時間 ０ 人	０ 時間 ０ 人

〇見込量の設定

現在利用はありません。

対応可能な事業所は、市内にありませんが、利用の希望があった場合は、圏域内で対応できる事業所を調整します。

⑤重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があり四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。

第７期実績（上段：年間利用時間、下段：実利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
０ 時間 ０ 人	０ 時間 ０ 人	０ 時間 ０ 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：年間利用見込み時間、下段：実利用見込み人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
０ 時間 ０ 人	０ 時間 ０ 人	０ 時間 ０ 人

〇見込量の設定

県内に指定サービス事業所がなく実績もないことから、利用は見込んでいません。

●日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。これらのサービスは、障害者支援施設、グループホームを利用している方のほか、在宅で生活している方が通所で利用することもできます。

⑥生活介護

常に介護が必要な方に、主として昼間において、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談などに必要な日常生活上の支援を行い、創作的活動や生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を行う。

第７期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
3,019 人日 151 人	2,973 人日 147 人	3,101 人日 169 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
3,570 人日 170 人	3,675 人日 175 人	3,780 人日 180 人

○見込量の設定

利用人数は横ばいですが、総合支援学校卒業後に利用される方も増えており、今後も増加を見込んでいます。

⑦自立訓練（機能訓練）

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者及び難病等対象者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法など必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

第７期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
０ 人日 ０ 人	０ 人日 ０ 人	０ 人日 ０ 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
０ 人日 ０ 人	０ 人日 ０ 人	０ 人日 ０ 人

〇見込量の設定

サービスを提供できる事業所が圏域になく、利用はありません。

圏域に指定サービス事業所がないことから利用は見込んでいません。

⑧自立訓練（生活訓練）

障がい者に、入浴や排せつ、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

サービスの利用期間は原則として２年間となっている。

第７期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
73 人日 4 人	64 人日 4 人	77 人日 5 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
77 人日 5 人	77 人日 5 人	77 人日 5 人

〇見込量の設定

新規利用もありますが、利用期間が２年間であるため、ほぼ横ばい傾向であり、今後も横ばいで推移すると見込みました。

⑨就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス。

令和７年１０月１日施行。

第７期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
－　人日 －　人	９　人日 １　人	８　人日 １　人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
15　人日 ４　人	15　人日 ４　人	15　人日 ４　人

〇見込量の設定

サービスの利用期間は、平均１０日間（最大利用限度 20 日間）であるため、その平均から月利用日数を見込みました。

月平均利用人数は、就労継続支援Ａ型の暫定支給利用者、就労継続支援Ｂ型の新規利用者、就労移行支援延長者の実績から見込みました。

⑩就労移行支援

一般企業への就労を希望する 65 歳未満の障がい者に、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。

サービスの利用期間は原則として２年間となっている。

第７期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
153　人日 ８　人	129　人日 ８　人	133　人日 ８　人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
160　人日 ８　人	160　人日 ８　人	160　人日 ８　人

〇見込量の設定

新規利用もありますが、利用期間が２年間であるため、ほぼ横ばい傾向であり、今後も横ばいで推移すると見込みました。

⑪就労継続支援（Ａ型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、適切な支援により雇用契約等に基づいて就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。

第７期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
908 人日 47 人	1,306 人日 67 人	1,306 人日 68 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
1,420 人日 71 人	1,480 人日 74 人	1,540 人日 77 人

○見込量の設定

利用人数は増加傾向にあります。市内に事業所が新設されたことから、今後も増加すると見込みました。

⑫就労継続支援（Ｂ型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、通常の事業所に雇用されていたが年齢、心身の状態などの事情により引き続きその事業所に雇用されることが困難となった方や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されることが困難であった方について、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。

第７期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
3,366 人日 204 人	3,504 人日 208 人	3,775 人日 216 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
4,032 人日 224 人	4,176 人日 232 人	4,320 人日 240 人

○見込量の設定

利用人数は増加傾向にあります。

介護保険等への移行による減少もありますが、それ以上に新規の利用が増えており、今後も増加すると見込みました。

⑬就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者であって、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている方に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行う。

第７期実績（月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
11 人	13 人	15 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（実利用見込み人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
17 人	17 人	17 人

○見込量の設定

一般就労への移行に伴い変動します。就労系事業所の新規開設もあったことから、利用人数の増加を見込みました。

⑭療養介護

病院において日常生活上の世話や医療を必要とする障がい者であって、常時介護を必要とする方に、主として昼間において、病院での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活上の世話を行う。

第７期実績（月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
９ 人	９ 人	９ 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
９ 人	９ 人	９ 人

○見込量の設定

今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

⑮短期入所

在宅で障がい者等の介護をする方が病気の場合などに、障害者支援施設等へ短期間入所し、夜間も含め入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行う。

第７期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
104 人日 15 人	71 人日 14 人	93 人日 14 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
90 人日 15 人	90 人日 15 人	90 人日 15 人

○見込量の設定

利用者数は横ばいにあり、今後も横ばいで推移すると見込みました。

●居住系サービス

居住系サービスは夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせての利用ができます。サービスとしては、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

⑯自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。

第７期実績（月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
０ 人	０ 人	０ 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
１ 人	１ 人	１ 人

○見込量の設定

障害者支援施設等から地域での一人暮らしを希望する者の中で、１人の利用を見込みました。

⑰共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居に入居している障がい者に、夜間や休日にその住居において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先等の関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の世話を行う。

第７期実績（月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
85 人	92 人	92 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
93 人	94 人	95 人

○見込量の設定

利用者数は増加傾向にあり、今後も緩やかに増加すると見込みました。

⑱施設入所支援

施設に入所する障がい者に、夜間や休日において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。

第７期実績（月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
81 人	77 人	75 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
75 人	75 人	75 人

○見込量の設定

利用者は死亡や入院等で減少傾向にありますが、待機登録者もいることから、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

●相談支援

障がい者が自立した生活を営むことができるよう、以下のような事業を実施しています。

障害福祉サービス利用支援を行う計画相談支援と、障がい者の地域生活への移行に向けた地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）があります。

⑲計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画の作成を行う。またその計画の見直しに当たっては、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、障がい者の意向その他の事情を勘案し、関係者との連絡調整等を行う。

第７期実績（月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
118 人	124 人	130 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
138 人	146 人	154 人

○見込量の設定

障害福祉サービスの利用ニーズの高まりに伴い、相談支援の利用も増加しています。今後も引き続き増加すると見込んでいます。

⑲地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業所が、住居の確保、その他地域移行のための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行う。

第７期実績（月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
１ 人	１ 人	１ 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
１ 人	２ 人	３ 人

○見込量の設定

利用人数は横ばい傾向です。地域移行を勘案して毎年 １ 名ずつの増加を見込みました。

⑳地域定着支援

居宅で単身生活をする障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行う。

第７期実績（月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
１ 人	２ 人	２ 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
３ 人	４ 人	５ 人

○見込量の設定

利用人数は横ばい傾向です。地域移行後の地域定着を見据えて、１名ずつの増加を見込みました。

（2）地域生活支援事業

地域生活支援事業の実施に当たっては、障がい当事者やその家族、関係団体等から意見を聴取し、必要な支援や地域の実情を把握します。把握したニーズや意見を各事業の実施及び改善に反映するとともに、必要に応じて地域の実情に即した事業内容や取組の見直しを行います。

また、地域住民、関係機関及び関係団体等との連携、障がいへの理解促進及び障がい当事者の社会参加を進め、地域共生社会の実現に向けた取組をより一層推進します。

①理解促進研修・啓発事業

障がい者等や障害特性等に関する地域住民の理解を深め、心のバリアフリーの推進を図ることで、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、研修及び啓発活動を実施します。

第８期見込み

令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図ります。

第８期見込み

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施	実施	実施

③相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

第８期見込み（委託事業所数）

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１か所	１か所	１か所

※参考　第７期実績（上段：年間相談件数　下段：実利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
1,022 件 188 人	1,372 件 263 人	1,542 件 300 人

※令和８年度は見込み

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に必要な経費の負担が困難な方には、その費用の一部を助成し、申立人がいない方には。市長が代わって申立人になり、制度の利用を図ります。

第７期実績（年間実利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
０人	１人	１人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（年間実利用人数）

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１人	２人	２人

⑤成年後見制度法人後見支援事業

山陽小野田市社会福祉協議会が行う法人後見制度との連携を図りながら、障がい者が適切に成年後見制度を利用できるよう、取り組みます。

⑥意思疎通支援事業

山陽小野田市社会福祉協議会と連携し、聴覚障害等により意思疎通を図るために支援が必要な方に、手話通訳や要約筆記に係る意思疎通支援者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

第７期実績（上段：年間利用回数　下段：実利用人数）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳	86 回 5 人	75 回 6 人	80 回 6 人
要約筆記	3 回 2 人	4 回 3 人	4 回 3 人
遠隔手話	2 回 2 人	4 回 2 人	4 回 2 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：年間利用回数　下段：実利用人数）

	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
手話通訳	80 回 6 人	80 回 6 人	80 回 6 人
要約筆記	4 回 3 人	4 回 3 人	4 回 3 人
遠隔手話	4 回 2 人	4 回 2 人	4 回 2 人

※参考　意思疎通支援者登録者数

第７期実績（登録者数）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳	21 人	31 人	30 人
要約筆記	14 人	13 人	14 人

※令和８年度は見込み

⑦日常生活用具給付事業

障がい者等に対し、日常生活用具の給付や住宅改修費を助成することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とします。

第７期実績（年間給付件数）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・訓練支援用具	４ 件	３ 件	４ 件
自立生活支援用具	８ 件	５ 件	７ 件
在宅療護等支援用具	０ 件	10 件	５ 件
情報意思疎通支援用具	９ 件	７ 件	８ 件
排せつ管理支援用具	1,431 件	1,366 件	1,373 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	０ 件	１ 件	１ 件
合計	1,452 件	1,392 件	1,398 件

※令和８年度は見込み

※ストーマ・紙おむつは１か月の支給を１件として算出。

第８期見込み（年間給付件数）

	令和９年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具	４ 件	４ 件	４ 件
自立生活支援用具	７ 件	７ 件	７ 件
在宅療護等支援用具	５ 件	５ 件	５ 件
情報意思疎通支援用具	８ 件	８ 件	８ 件
排せつ管理支援用具	1,380 件	1,387 件	1,394 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	１ 件	１ 件	１ 件
合計	1,405 件	1,412 件	1,419 件

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい・音声又は言語機能障がい者等が円滑に意思疎通できるよう、手話によりコミュニケーションの支援を行う手話奉仕員を養成する研修を行います。

また、意思疎通支援事業を一層推進するために、養成研修を受講済みの手話奉仕員に対するスキルアップ研修を実施します。

さらに、講師確保と育成、関係機関との連携で、手話奉仕員の継続的な養成と持続可能な人材体制を構築します。

第７期実績（上段：手話奉仕員養成講座受講者数　下段：手話奉仕員新規登録人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
13 人 2 人	10 人 11 人	10 人 0 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（手話奉仕員新規登録見込み者数）

令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
３人	０ 人	３人

※手話奉仕員養成講座は２年間受講で修了となります。令和８年度及び令和10年度は修了年のため、令和９年度及び令和11年度の登録を見込みます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時に、移動の介助等の支援を行います。

第７期実績（上段：年間利用時間　下段：実利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
565 時間 6 人	621 時間 6 人	660 時間 6 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：年間利用時間　下段：実利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
798 時間 7 人	826 時間 7 人	854 時間 7 人

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がい者等に創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供するものです。

地域活動支援センターは１か所実施していましたが、令和５年度に廃止となりました。今後新たな実施に努めます。

第７期実績（一日当たりの利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
― 人	― 人	― 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み

令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
実施	実施	実施

⑪日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

第７期実績（上段：年間利用回数　下段：実利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
7,565 回 120 人	6,942 回 121 人	7,750 回 125 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：年間利用回数　下段：実利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
7,869 回 129 人	7,980 回 133 人	8,083 回 137 人

⑫訪問入浴サービス事業

重度の身体障害があるため、入浴が困難な方の居宅に移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行います。

第７期実績（上段：年間利用回数　下段：実利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
192 回 2 人	188 回 2 人	208 回 2 人

※令和８年度は見込み

第８期見込み（上段：年間利用回数　下段：実利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
208 回 2 人	208 回 2 人	208 回 2 人

⑬その他の事業

●障害者緊急時短期入所事業

障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、緊急一時的な居室を確保します。

●芸術・文化講座開催等事業

芸術文化活動を通じて、障がい者等の社会参加を促進することを目的に、芸術・文化活動の発表の場の設置や情報提供を行います。

●点訳・音声訳事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者に対し、点訳・音声訳などの分かりやすい方法により、市広報や障がい福祉のしおり等を作成し、情報提供を行います。

また、障がい当事者のニーズに応じ、点字、音声データ等の情報提供方法の充実を図るとともに、関係機関・関係団体等と連携し、継続的かつ安定的な情報提供体制の構築に努めます。

●自動車運転免許取得・改造事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

●ICT 機器の利用支援

障害のある人が、ICT 機器を活用して情報を取得・発信し、社会参加や日常生活の利便性を高められるよう、ICT 機器の利用に関する情報提供や相談支援を行います。

第４章　障がい児支援等の円滑な推進

1　障がい児支援等の見込量の設定

地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入状況、平均的な一人当たりの利用量や令和５年度（2023 年度）から令和７年度（2025 年度）までの実績等を分析し、令和９年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの利用数及び必要なサービス量を見込みました。

サービス料の単位のうち人日とは月間の利用者人数に一人一月当たりの平均利用日数をかけて算出しています。

（1）障がい児支援

①児童発達支援（福祉型）

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

第３期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
492 人日 44 人	527 人日 50 人	528 人日 48 人

※令和８年度は見込み

第４期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
561 人日 51 人	538 人日 52 人	583 人日 53 人

○見込量の設定

利用者は年度によって増減があります。

第３期実績の増加率と今後市内において、事業所が新規に開設予定であることを踏まえ、第４期を見込みました。

②児童発達支援（医療型）

肢体不自由のある障がい児に、児童発達支援や治療を行う。

第３期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
０人日 ０ 人	０人日 ０ 人	０人日 ０ 人

※令和８年度は見込み

第４期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和10年度	令和11年度
０人日 ０ 人	０人日 ０ 人	０人日 ０ 人

〇見込量の設定

現在利用はありません。

重症心身障害児や医療的ケアを必要としている障がい児に対応可能な事業所は、市内にありませんが、利用の希望があった場合は、圏域内で対応できる事業所を調整します。

③放課後等デイサービス

学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園、大学を除く。）に就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

第３期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
1,754 人日 128 人	1,797 人日 129 人	1,863 人日 135 人

※令和８年度は見込み

第４期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
1,904 人日 136 人	1,918 人日 137 人	1,932 人日 138 人

〇見込量の設定

サービス内容の浸透、医療機関等からの紹介があり、利用者は年々増加傾向です。しかし、現時点で市内の事業所の空きは少ない状況ということより横ばいで推移すると見込みました。１人当たりの月平均利用日数が14日であるため、算出した利用人数と平均利用日数より第４期を見込みました。

④保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

第３期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
10 人日 7 人	11 人日 8 人	16 人日 10 人

※令和８年度は見込み

第４期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
２０ 人日 １２ 人	２２ 人日 14 人	２６ 人日 １６ 人

〇見込量の設定

利用人数は増加傾向です。

第３期実績の増加率より、利用人数を算出しています。１人当たりの月平均利用日数が 1.6 日であるため、算出した利用人数と平均利用日数より第４期を見込みました。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に対して、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

第３期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
０人日 ０ 人	０人日 ０ 人	０人日 ０ 人

※令和８年度は見込み

第４期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
０人日 ０ 人	０人日 ０ 人	０人日 ０ 人

〇見込量の設定

現在利用はありません。

重症心身障害児や医療的ケアを必要としている障がい児に対応可能な事業所は、市内にありませんが、利用の希望があった場合は、圏域内で対応できる事業所を調整します。

⑥障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障がい児に対し、指定障がい害児相談支援事業者が障害児支援利用計画の作成を行う。また、その計画の見直しに当たっては、障害児通所支援の利用状況を検証し、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の意向その他の事情を勘案し、関係者との連絡調整等を行う。

第３期実績（月平均利用人数）

令和６年度	令和７年度	令和８年度
44 人	51 人	53 人

※令和８年度は見込み

第４期見込み（月平均利用人数）

令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
５５ 人	５７ 人	５９ 人

〇見込量の設定

障害児通所支援の利用ニーズの高まりに伴い、相談支援の利用も増加しています。児童発達支援と放課後等デイサービスの見込み人数より算出しました。

（2）その他の事業

①難聴児補聴器購入費等の助成

言語能力の健全な発達や学力の向上を図るため、18 歳未満の軽度・中等度難聴児に対して、基準を定め補聴器を購入する経費等の一部を助成します。

②小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

在宅での生活を支援するため、小児慢性特定疾患児に対して、基準を定め日常生活用具を給付します。

資料５

関　係　法　令　等

○ 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例 ・・・・・ Ｐ１

○ 山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則 ・・・・・・・・・ Ｐ２

○ 障害者基本法・障害者総合支援法（抜粋） ・・・・・・・・・ Ｐ３

○ 児童福祉法（抜粋） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ４

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例

施行　平成１７年３月２２日条例第３０号
最終改正　令和５年４月１日条例第１０号

（趣旨）

第１条　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第２条　本市の執行機関の附属機関(次条において「附属機関」という。)として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第２条関係）　※関係附属機関を抜粋

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	**山陽小野田市障害福祉計画検討委員会**	**山陽小野田市の障害福祉計画について、検討すること。**
	山陽小野田市自立支援協議会	障害者の地域での自立を目指し、山陽小野田市の障害者の課題について協議すること。
	山陽小野田市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の総合的かつ計画的な推進に関する事項を調査し、審議すること。

山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則

平成１８年７月２７日規則第４１号
改正　平成２１年８月１４日規則第３５号
平成２２年３月３１日規則第１８号
平成２７年３月３１日規則第３０号
平成２７年１２月１７日規則第５４号
平成３０年３月３０日規則第１４号

（趣旨）

第１条　この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成１７年山陽小野田市条例第３０号）第３条の規定に基づき、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（委員）

第２条　委員会の委員は、１８人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験者
(2)　公募により選出された市民
(3)　保健・医療・福祉関係者
(4)　障害福祉に係る団体
(5)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。

３　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第３条　委員会に会長及び副会長を各１人置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（雑則）

第６条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条　政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

３　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）（障害者総合支援法）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

２　市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

３　市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

○児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

３　市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項